

令和3年上尾市議会12月定例会
市政に対する一般質問 答弁要旨
(教育関連部分抜粋)

目 次

〔令和4年1月13日(木曜日)〕

- 前島 るり 議員 1
 - ・教員と子ども達の笑顔のために
- 尾花 瑛仁 議員 2
 - ・二元代表制と自治体運営
- 鈴木 茂 議員 2
 - ・市長公約について
- 戸野部 直乃 議員 3
 - ・学校現場で配慮が必要とされる事柄への対応状況
- 浦和 三郎 議員 4
 - ・図書館行政不明本について
 - ・公共施設のLED化について

〔令和4年1月14日(金曜日)〕

- 海老原 直矢 議員 6
 - ・子育て世帯への支援について
- 樋口 敦 議員 6
 - ・子どもの安全対策について
- 井上 智則 議員 7
 - ・学校生活について

〔令和4年1月17日(月曜日)〕

- 道下 文男 議員 8
 - ・開発による地域課題について
- 田島 純 議員 8
 - ・小・中学校児童、生徒の心のケアについて
 - ・上尾市の寺社の現状について

〔令和4年1月18日(火曜日)〕

- 戸口 佐一 議員 11
 - ・上平複合施設構想について

・化学物質過敏症の対策について

●轟 信一 議員 11

・誰もがスポーツを楽しめる街づくりについて

●池田 達生 議員 12

・学校施設更新計画基本計画に関連する諸課題について

・教員の働く環境の改善を

●平田 通子 議員 17

・市長の政治姿勢について

・小中一貫教育の課題

〔令和4年1月13日(木曜日)〕

●前島 るり 議員

・教員と子ども達の笑顔のために

●ここ3年間における勤務時間を除いた在校等時間が80時間を超える市内の教職員の状況についてお聞かせください。

○学校教育部長 勤務時間を除いた在校等時間が 80 時間を超える市内の教職員の割合は、勤務状況調査によりますと、令和元年 12.6%、令和 2 年 8.8%、令和 3 年 8.3%で、減少傾向となっております。

●学校の教職員の在校等時間を縮減させるために、どのような工夫がなされているかお伺いします。

○学校教育部長 各学校におきましては、学校行事や会議の精選、ICT 機器を活用した校務の効率化や、教材の共有化など業務改善に努めております。また、教育委員会といたしましては、アップスマイルサポーターや特別支援学級補助員などの配置に加え、令和 2 年度から小・中学校全校に、教材の印刷など教員の業務を補助するスクール・サポート・スタッフを配置しております。さらに、調査や研修会の縮減や学校閉庁日の設定などにより、教職員の負担軽減を図っております。

●スクール・サポート・スタッフの業務内容についてお伺いします。

○学校教育部長 教員の補助業務として、学習プリントや家庭への配布文書の印刷、授業準備や採点業務の補助、資料のデータ入力、校内の環境整備等を行っております。

●スクール・サポート・スタッフの勤務状態はどのようになっているのでしょうか。

○学校教育部長 勤務する学校 1 校につき、勤務日は週 2 日で一日の勤務時間は 3 時間でございます。

●教育センターでの教育相談の現状について、現在、教育センターで教育相談を担当している会計年度任用職員の内訳を教えてください。

○学校教育部長 来所相談を担当している職員は、教育心理専門員 3 名、教育相談員 5 名、学校適応指導教室指導員 3 名です。訪問相談を担当しております職員は、スクールソーシャルワーカーで、県費が 2 名、市費 6 名の計 8 名でございます。

●直近3年間の教育センターでの教育相談延べ件数の推移を教えてください。

○学校教育部長 相談件数は、平成 30 年度 9,260 件、令和元年度 11,127 件、令和 2 年度 12,887 件で、年々増加しております。

●近年のスクールソーシャルワーカーの延べ相談件数の傾向を教えてください。また、昨年度、スクールソーシャルワーカーが対応した延べ相談件数と教育センター全体の相談件数に占める割合を教えてください。

○学校教育部長 近年のスクールソーシャルワーカーの相談件数は年々増加傾向にあります。令和 2 年度、スクールソーシャルワーカーが対応した相談件数は 7,569 件で、教育相談件数の約 6 割を占めております。

●スクールソーシャルワーカーの方々は、どのような支援を行っているのか教えてください。

○学校教育部長 スクールソーシャルワーカーは、家庭を訪問し、児童生徒や保護者と面談したり、学校や関係機関とのネットワークづくりを支援したりするなど、児童生徒の置かれているさまざまな環境への働きかけを行っております。

●スクールソーシャルワーカーさんたちの支援の中で、効果のあった事例などがありましたら、お聞かせ願います。

○学校教育部長 効果のあった事例といたしましては、地域の公共施設を活用して支援を行うことで学校復帰につながったケース、心身の不調を訴える児童生徒を医療機関につなげたケース、また、生活面で支援が必要な家庭を福祉機関につなげたケースなどがあり、それぞれにおいて改善が見られました。

●スクールソーシャルワーカーの勤務体制について教えてください。

○学校教育部長 スクールソーシャルワーカーの勤務体制は、1日6時間、年間90日となっております。

●尾花 瑛仁 議員

・二元代表制と自治体運営

●住民自治について、地方自治の本旨は、憲法学の通説においても「住民自治」にある。本市の一例として伺う。学校施設更新の基本計画は、市の当初案に対する様々な指摘を受け、市長選挙前に「一旦凍結をした上での見直し」の意向が示されたが、「『地域説明会や議会から意見を受けた』ゆえに見直しが生じた」という事であれば、現時点で「充分な意見の聴取が行われた」とするには疑問が残る。案の再構築にあたって聴取は充分と考えているか、見解を伺う。

○教育総務部長 上尾市学校施設更新計画基本計画の見直しにあたっては、これまで市議会や地域説明会などで頂戴したご意見やご要望を十分検討するとともに、今後もアンケートのほか様々な手法により、幅広い対象から意見聴取を行う必要があると考えております。

●鈴木 茂 議員

・市長公約について

●小中学校に通う第三子以降の給食費負担軽減を挙げていますが、その内容と実施開始日を教えてください。

○学校教育部長 小中学校の児童生徒を3人以上養育する世帯を対象とした第3子以降の学校給食費全額補助につきましては、早期に実施できるよう現在検討しているところでございます。

●市民のみなさんが利用しやすい図書館本館の更新方針を策定とありますが、その具体的な内容と図書館本館の更新時期を教えてください。

○教育総務部長 令和3年度から、『第2期上尾市公共建築物管理実施計画』に沿って具体的な検討に着手しております。本年度は、これまでの経緯や社会環境の変化などを

踏まえて、実現性が高いと考えられる手法などを複数選定し、コストなどの整理を行っているところです。令和4年度からは、議会や市民の皆様にご意見を更新案をお示しし、ご意見なども踏まえながら、できるだけ早期に最終的な更新方針を策定してまいります。その後、更新の実施段階に移りたいと考えております。

●戸野部 直乃 議員

・学校現場で配慮が必要とされる事柄への対応状況

●市内の学校に入学する児童がいる可能性もありますが、教育委員会は学校における医療的ケア児の支援体制はどこまで進んでいるのでしょうか。

○学校教育部長 現在、教育委員会では、医療的ケア児が安全に学校生活を送ることができるよう、医療的ケアに係る支援体制のガイドラインを関係課と連携し、作成しているところでございます。

●生理用品の無償配布を実施しているということですが、その経緯とどのように運用しているのかを教えてください。

○学校教育部長 実施した経緯といたしましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用や就労への影響から、生理用品を用意することが困難な状態にある児童生徒に、安心して生理用品が使用できるようにすることを目的として試行的に行ったものでございます。具体的には、企業から寄付いただいた生理用品を活用して、市内小学校2校、中学校2校の計4校において実施しているところでございます。

●児童生徒や保護者にはどのように周知したのでしょうか。

○学校教育部長 児童生徒には、本取組の趣旨や内容などを、教員から説明するほか、トイレの個室にも掲示をいたしました。また、保護者には、学校日より等でお知らせしたところでございます。

●実施から2か月が経つが、どのような反響があったのでしょうか。

○学校教育部長 実施した学校からは、一定の利用数があり、必要な児童生徒が利用することができたとの報告がございました。

●今後、全校で設置する予定があるのでしょうか

○学校教育部長 試行的取組の実績を踏まえ、さらに研究してまいります。

●HSP/HSCの理解と周知について、今年度を含め、直近3年間の不登校児童生徒数の推移について教えてください。

○学校教育部長 文部科学省の定義する年間30日以上欠席の不登校児童生徒数の推移でございますが、令和元年度は小学校36人、中学校204人、令和2年度は小学校44人、中学校209人、令和3年度は11月末現在で小学校63人、中学校213人でございます。

●HSP/HSCへの理解についての取組は、これまでどのようなものがありましたか。

○学校教育部長 これまでも、音に敏感に反応してしまう、環境の変化が苦手などといった特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導につきましては、県立特別支援学

校の特別支援教育コーディネーターによる巡回相談を活用して、適切な関わり方や環境整備等についてアドバイスを受けるなどしております。また、教育センターによる学校訪問の際にも同様に、個に応じた指導・支援方法について指導しております。

●HSP/HSCについて、保護者に啓発をすべきと考えるが、どのように考えているか。

○学校教育部長 HSP/HSC を含め、特別支援教育が必要な児童生徒に対して、保護者を連携して、個に応じた指導を行うことが、重要であると考えております。教育センターでは、今後も、児童生徒、保護者のニーズに応じた情報提供を行って参ります。

●教育センターに通所する児童生徒の保護者同士が交流する機会はありますか。

○学校教育部長 現在、教育センターでは保護者同士の交流を目的とした場は設定していませんが、保護者のニーズに応じて、交流できる場をチラシで紹介したり、教育センター内の情報コーナーで案内したりしております。

●浦和 三郎 議員

・図書館行政不明本について

●不明本の定義について。

○教育総務部長 図書館法等で明確な定義はございませんが、CD など視聴覚資料を含む図書館資料のうち所在が不明となっている資料を「不明本」としております。

●DVD・CD写真集冊子等のうち不明本の多いのは、金額の大きいものは。

○教育総務部長 令和 2 年度において、不明本で多いのは、小説などの文学の分野の資料でございます。金額の大きい資料は、事典などの参考書で、最も高額のものも 1 点で 2 万円ほどでございます。

●過去5年間の本館・分館別不明本冊数と損失金額と図書館資料に占める割合は。

○教育総務部長 年度、不明本数、損失金額、割合の順でお答えいたします。平成 28 年度は、817 点、約 157 万円、0.1%。平成 29 年度は、1,038 点、約 178 万円、0.2%。平成 30 年度は、1,103 点、約 202 万円、0.2%。平成 31 年度は、1,101 点、約 191 万円、0.2%。令和 2 年度は、1,054 点、約 165 万円、0.2%でございます。

●上尾市図書館規則第6条図書館資料等の弁償等請求を行った実績は。

○教育総務部長 令和 2 年度において、図書資料は、118 点で 12 万 4,804 円、CD・DVD の視聴覚資料は、6 点で 3 万 4,734 円でございます。

●本が不明になっていることが判明されてからの処理方法は。

○教育総務部長 図書館では、毎年 2 月に図書館資料の現況を確かめるため、蔵書点検を行っております。その際、すべての図書館資料を所蔵データと照らし合わせます。所蔵データがありながら、その資料がない場合、資料が所在不明になっていることが判明します。そのほか、日々利用者からの予約があった資料を用意する際に、本来書架にあるべき資料がそこになく、仮に「不明本」として取り扱う場合もございます。

●不明本の処理方法は。

○教育総務部長 「不明本」は次年度の蔵書点検までの間に戻ってきているケースもございます。そのため不明が判明してから2年以上経過しても見つからない場合のみ、除籍処理を行います。

●今行っている対策は。

○教育総務部長 駅前分館、大石分館には所蔵する図書館資料への IC タグ貼付とともに、IC ゲートを設置し、資料の持ち出しがある場合、警告音が鳴るシステムを導入し、対策を講じております。また、全館（室）で委託業者のスタッフと図書館職員で棚整理なども含め、見回りを行っております。

・公共施設のLED化について

●トイレの非接触型照明の対応は。

○教育総務部長 上尾公民館がある文化センター、そして上平・平方・原市・大石・大谷の5館と図書館が管理している本館及び駅前分館、瓦葺分館、平方分館4館のトイレ照明の全てにおきまして、既に工事を完了しております。

●自動水栓化についての進捗状況は。

○教育総務部長 トイレ手洗い場の水栓につきましては、図書館では非接触型照明と同様、全て自動水栓化が完了しており、公民館も1月末までには全館の整備が完了する予定です。

●各公民館のLED化について。

○教育総務部長 公民館は一部白熱電球が使われているところもありますが、概ね体育室やホール、駐車場の外灯が水銀灯、講座室や調理室など、屋内の個別の部屋が蛍光灯となっております。ただし、交換部品が調達できなかった場合や、LEDへ簡易に改修できた箇所については、部分的にLEDとなっております。

●図書館本館分館のLED化について。

○教育総務部長 図書館の開架スペース及び閲覧席、集会室など利用者に供用するスペースの照明の数につきましては、本館及び分館、公民館図書室9館（室）合わせて931基となります。このうちLED化された照明は、先のトイレ照明を含めて令和3年12月時点で275基でございます。

●今後、公民館や図書館は、どの様にLED化に取り組むのか。

○教育総務部長 LEDは長期的には環境への負荷や電気代の軽減につながることから、施設のLED化を進めていきたいと考えております。公民館のLED化につきましては、水銀灯の生産終了に伴い、供給に対する懸念があることから、まずは水銀灯を使用している体育室を優先してまいりたいと考えております。また、図書館につきましては、平成31年度以降、利便性向上や老朽化対策の一環として、順次進めており、今後もこの取り組みを継続してまいります。

●12月定例会に於いて多くの場所がLED化されるが、公民館が入っていないのはなぜか。

○教育総務部長 市内の各公民館は築年数が概ね30年経過しており、改修や修繕が必

要な個所の解消を優先して今回予算計上したものでございます。しかしながら、環境への負荷や電気代の軽減等を考えますと、LED 化につきましても今後取り組んでまいりたいと考えております。

[令和4年1月14日(金曜日)]

●海老原 直矢 議員

・子育て世帯への支援について

●同、アドバイザーからも「スクールソーシャルワーカー等の専門職配置」が指摘されていることに鑑み、「対応による改善率」のみでなく、スクールソーシャルワーカーの人数についても目標を定めて増員の方向性を示すべきであると考えが見解。

○学校教育部長 施策の指標につきましては、現在パブリックコメントを集約しているところでございますので、今後いただいた御意見をもとに適切に検討して参りたいと存じます。

●樋口 敦 議員

・子どもの安全対策について

●教育委員会が学校へ情報提供した過去3年の防犯情報の推移を教えてください。

○学校教育部長 教育委員会から学校への情報提供は、令和元年度が 11 件、令和 2 年度は 21 件、令和 3 年度は 1 2 月現在ではありますが、7 件でございました。

●このうち児童生徒に被害があった場合は、どのような事案だったか教えてください。

○学校教育部長 声をかけられる、ついてこられる、卑猥な画像等を見せられるなどがございます。

●学校や保護者への不審者情報の周知はどのようにしていますか。

○学校教育部長 県警本部や上尾警察署からの不審者情報につきましては、教育委員会から各小・中学校へ周知しております。学校は、必要に応じて、保護者へ電子メールなどで情報提供しております。

●不審者から身を守ることに ついての、児童生徒への指導はどのように、行われているのでしょうか。

○学校教育部長 不審者に対する安全教育は、日常的に学級指導などで、身を守る行動や「子ども 110 番の家」に助けを求めることなどを指導しております。また、県警本部や上尾警察署による防犯教室を開催している学校もございます。

●子ども110番の家の設置の目的を教えてください。

○学校教育部長 子ども 110 番の家は、地域ぐるみで子どもたちの安全を確保することを目的として、身の危険を感じた時などの「緊急時に安心して助けを求め駆け込める場所」として、民家、店舗、事業所等に協力を依頼して設置されたものです。

●子ども110番の家の設置件数について、過去3年間の推移を教えてください。

○学校教育部長 令和元年度は 1,394 件、令和 2 年度は 1,312 件、令和 3 年度は 1,344

件でございます。

●子ども110番の家の設置場所について、児童生徒と保護者に対して、どのように周知をしていますか。

- 学校教育部長 児童生徒への周知につきましては、学級活動や集会等において、安全教育の一環として周知をしております。小学校では、一斉下校の際に、設置場所を確認したり、生活科の学区探検の際にも確認をしたりする学校もございます。保護者への周知につきましては、110番の家の設置場所を記載した地図を配布したり、ホームページで公開をしたりしております。また、学校だより等で保護者と子供と一緒に設置場所を確認することをお願いしている学校もございます。

●子供110番の家の設置に協力していただく地域の方々にはどのような働きかけをしているのでしょうか。

- 学校教育部長 子ども110番の家の協力依頼につきましては、基本的にPTAが主体となって取り組んでいただいております。ご協力いただいている地域の方々には、年度の切り替わりに、PTAの役員があいさつにまわったり、児童生徒が感謝の気持ちを表す手紙を渡したりするなどの取組をしている学校もございます。

●防犯ブザーの装着状況を教えてください。

- 学校教育部長 各学校では、学級指導などで、防犯ブザーを常時装着するよう繰り返し指導しております。また、保護者へ不審者情報を提供する際に、あわせて防犯ブザーの点検などについても協力をお願いしております。

●過去に不審者が発生した場所への対策状況はどうなっているのか。

- 学校教育部長 学校は、不審者情報を保護者に伝えるほか、防犯ボランティア・自治会等にも伝え、見守り活動の依頼をしております。また、各小学校が作成している通学路安全マップに、過去の不審者情報や危険と思われる箇所を記載し、ホームページなどで周知している学校もございます。

●井上 智則 議員

・学校生活について

●置き勉強について、児童生徒が持ち運びする学習用具の軽減について、教育委員会として、どのような対策をとっているか。

- 学校教育部長 教育委員会といたしましては、県の通知に基づき、保護者等と連携し、発達段階や学習上の必要性を考慮した柔軟な対応をするよう各学校を指導しております。

●各学校では、具体的に荷物を軽くする取組はどのようなものがあるか。

- 学校教育部長 各学校では、毎日持ち帰る必要のない学習用具は、学校に置いておいたり、荷物が集中しないように、数日に分けて持ち帰ったりするなどの配慮をしております。

●情報モラル教育について、情報モラル教育について学校が行っている取組をお聞かせください。

- 学校教育部長 情報モラル教育につきましては、各学校の指導計画に基づき、総合的

な学習の時間や道徳科などで、発達段階に応じて指導しております。例えば、アニメーション動画やクイズ形式で学べるようなデジタル教材を用いて、児童生徒が主体的に学習できるよう工夫しております。また、情報関連企業から講師を招き、小学校高学年や中学生を対象にスマホ・ケータイ安全教室を開催している学校もございます。

●情報モラル教育について、学校が家庭に向けた取組をお聞かせください。

○学校教育部長 家庭に向けた取組につきましては、保護者向けの「学習者用端末利用の手引き」や学校だよりを通して、アカウントの取扱いやフィルタリングなどの情報モラルに関する情報を提供しております。また、児童生徒対象のスマホ・ケータイ安全教室等を、保護者に公開している学校もございます。

●情報モラル教育について、今後どのように取り組んでいくかをお聞かせください。

○学校教育部長 教育委員会といたしましては、今年度、学習者用端末の「利用規定」や「利用の手引き」、「利用のルール」等を作成したり、児童生徒一人一人に学習専用アカウントの発行を行ったりするなど、情報モラル教育の基盤となる環境整備を進めてまいりました。また、GIGA スクール構想に係る保護者向けリーフレット「あげお学びのイノベーション NEWS」を発行し、「家庭でできる情報モラル教育の取組」を紹介するなど、家庭への啓発も行ってまいります。今後は、情報モラルをテーマとした授業研究会を実施するなど、教員の情報モラル教育に関する指導力のさらなる向上を図るとともに、家庭への啓発も継続して行ってまいります。

〔令和4年1月17日(月曜日)〕

●道下 文男 議員

・開発による地域課題について

●領家地域の開発における課題・対応について、多くの工事車両が出入りするという情報を受けて、教育委員会は、通学路の安全対策として、どのように対応をしたのか。

○学校教育部長 教育委員会は、学校に情報提供し、児童生徒へ登下校の安全指導を行うとともに、地域の方々と情報を共有し、見守り等の強化を図るよう連絡し、状況の把握に努めているところであります。

●教育委員会として、工事車両等が増えることについて、どのように捉えているのか。

○学校教育部長 本開発における工事車両等の往来は、児童生徒の登校時の時間帯と重ならないことを確認しております。しかしながら、下校時や下校後に児童生徒が道路を利用することもあるため、安全に行動ができるよう、改めて交通安全指導を徹底していく必要があると考えております。

●田島 純 議員

・小・中学校児童、生徒の心のケアについて

●学校における感染症対策について教えてください。

○学校教育部長 国・県のガイドラインに基づき、健康観察や手洗い、マスクの着用、

3密からの回避等の感染症対策を徹底しております。また、学校では教室の座席を可能な限り離したり、多くの児童生徒が直接触れるスイッチやドアノブ等を教職員が消毒をしたりするなどしたほか、児童生徒が、ソーシャルディスタンスを意識できるよう、トイレの入り口などに待機線を表示するなど、様々な工夫をしております。

各学校における授業での活動等につきましては、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループ活動や近距離で一斉に大声を出す活動などを行わないよう徹底いたしました。林間学校や修学旅行などの校外行事につきましては、緊急事態宣言発令適用期間は中止又は延期とし、期間外では、感染防止対策を講じながら、実施しております。

また、運動会・体育祭などの学校行事につきましては、学年別に分散して実施したり、密集や密接等を避ける種目を行ったりするなどの工夫をするとともに、保護者の参観を少なくするなどの対策を講じております。

中学校の部活動につきましては、基本的な感染症対策を徹底した上で実施しております。感染症拡大防止の観点から中止となった大会もございましたが、活動日や活動時間を少なくするなどの工夫をして実施しております。

●今年度を含め直近4年間の不登校児童生徒数の推移について教えてください。

○学校教育部長 平成30年度は小学校30人、中学校210人、令和元年度は小学校36人、中学校204人、令和2年度は小学校44人、中学校209人、令和3年度は11月末現在で小学校63人、中学校213人でございます。

●児童生徒への心のケアを含む、学校及び教育委員会の対応について教えてください。

○学校教育部長 各学校では、児童生徒、保護者の不安を解消するため、担任や養護教諭のほか、スクールカウンセラーやさわやか相談室相談員などが連携し、学校全体で教育相談体制を整え、対応しております。

教育センターでは、令和2年5月に「臨時休業に伴う教育相談リーフレット」を作成し、臨時休校中の児童生徒や保護者の家庭での過ごし方を示したり、適切な相談機関につなげるよう努めております。令和2年6月の臨時休校明けには、「心のアンケート」を実施し、児童生徒が不安に感じていることについて集計するとともに、学校が子供たちのSOSを早期に発見し、きめ細かく対応するように周知徹底を図りました。

また、教育相談や学校適応指導教室、スクールソーシャルワーカーによるアウトリーチ支援など、様々な事情で登校できない児童生徒に対して、それぞれの状況に応じた支援に努めております。さらに、今年度から児童生徒や保護者が相談をしやすいように、「相談窓口一覧表」を各小・中学校に送付しております。

●教育委員会では、相談窓口一覧を各小・中学校に配布したということだが、学校では児童生徒・保護者に広く周知するために、どのように対応したのか。

○学校教育部長 相談窓口一覧表は全児童生徒に配付するとともに、校内にも掲示しております。また、夏季休業中の2学期が始まる前の時期に、各小・中学校のホームページに「世界にたった一人しかいない自分を大切にしてください」という教育長メッセージと併せて、掲載しております。

●学校適応指導教室では、児童生徒の心のケアのために、どのような活動をしているのか。

○学校教育部長 学校適応指導教室では、不登校児童生徒一人一人のニーズに応じて、

教育心理専門員がカウンセリングを実施するとともに、スポーツレクリエーションや創作活動などの小集団での体験活動を通して、他者との関わりによる心のケアなどを行っています。

●学習者用端末の導入により教員の負担も増えたと考えるが、それらの負担をどのように乗り越えて取り組んできたのか。

○学校教育部長 教育委員会では、小・中学校教員を対象に学習者用端末の操作方法及び活用するための研修を複数回実施しております。また、学校 ICT 支援員を配置し、各学校を巡回するなどして学習者用端末や周辺機器の操作支援、授業での活用についてのアドバイス等を行うほか、各学校からの問い合わせに対しましては、電子メールで回答する体制を整えております。さらに、緊急事態宣言発令にともない午前中のみの日課とした 9 月を、上尾オンライン・トライアル期間とし、午後の時間を利用して、市内全校で、オンラインでの授業やアプリを活用した課題の配信と提出などの取組を試行いたしました。

また、朝の健康観察やアンケートの集計など、教員の校務に活用し、負担軽減につながった事例などを、データベースを利用したシステムで共有しております。各学校でも、ICT 活用についての校内研修を行い、教員間でお互いに教え合うなど、懸命に取り組んでまいりました。今後も、引き続きデジタル活用による授業改善や校務の効率化を推進してまいります。

・上尾市の寺社の現状について

●上尾市の寺社の歴史について。

○教育総務部長 江戸時代後期に徳川幕府が編さんした『新編武蔵風土記稿』という書物によると、当時、市域には 111 の寺と 144 の神社がございましたが、現在、埼玉県が所管している上尾市内の宗教法人のうち、寺・神社はそれぞれ同数の 27 となっております。これは、明治時代の廃仏毀釈や神社合祀などを経て、この数に至ったものであると考えられます。

●上尾市の寺社の現状について。

○教育総務部長 埼玉県のホームページにある、埼玉県が所管する宗教法人の一覧を見ますと、市内の寺につきましては、それぞれに代表者、いわゆる住職がおりますが、神社につきましては、例えば、平方の八枝神社と小泉の八合神社や二ツ宮の氷川神社と平塚の氷川神社の代表者が同じというように、一人の方が複数の神社の代表者、いわゆる神主を務めていることが多いようでございます。

●上尾市の寺社の維持管理の課題について。

○教育総務部長 市では、寺社の活動に関わることはできませんが、文化財が所在する寺社に対しては、毎年度、文化財の状況についてのみ確認をしております。よって寺社の維持管理の活動については把握していないのが現状でございます。

市で把握している範囲では、例えば無形民俗文化財の行事・芸能が行われている寺社の場合、当日は地域の方々や観客が集う場所として賑わっているようでございますが、どの保存団体も、会員の高齢化とそれに伴う会員数の減少による、文化財の継承が課題

となっております。同様に、寺社においても、一般的に、寺の場合は檀家、神社の場合は氏子といった地域の方々の努力によって、維持管理が行われていると思われまますので、高齢化とそれに伴う檀家や氏子の減少が課題ではないかと考えております。

[令和4年1月18日(火曜日)]

●戸口 佐一 議員

・上平複合施設構想について

●上平広場の利用状況。

○教育総務部長 上平広場は、グラウンドゴルフやペタンク、ボール遊びやウォーキングなど市民の皆様のレクリエーションの場として利用されております。利用状況につきましては、申し込みにより団体利用が可能なスペースの利用枠が1日2枠あり、この利用率は供用開始した平成31年度が40.3%、令和2年度が39.0%、令和3年度は12月1日時点での集計となりますが、44.3%となっております。

・化学物質過敏症の対策

●令和元年9月の県教育局の化学物質過敏症に係る状況調査において、配慮を求めている児童生徒は、市内の小中学校に居たか。

○学校教育部長 該当する児童生徒は、1名でございます。

●化学物質過敏症の児童生徒をどのように把握しているか。

○学校教育部長 学校では、毎年度はじめに保健調査票を家庭に配布し、健康上特別な配慮を要する事項について記載いただくことで把握しております。

●化学物質過敏症の対策について、学校における工事を実施する際に、対策を講じているのか。

○教育総務部長 学校において改築工事や大規模改修工事を行う場合には、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない材料を使用するとともに、工事完了後には、室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定を実施するよう、仕様書に記載をし、学校環境衛生基準の基準値以下であることを確認しております。

●学校において化学物質過敏症について啓蒙活動は行われているか。

○学校教育部長 教育委員会では、各小中学校に、令和2年3月27日付けで、「香りのエチケット」の啓発について、ポスター掲示等を、依頼しております。

●轟 信一 議員

・誰もがスポーツを楽しめる街づくりについて

●市のスポーツ振興の取り組みについて。

○教育総務部長 市では、昭和51年の「上尾市スポーツ都市宣言」以来、市民の皆さんがスポーツに親しみ、体力の向上が図れるよう様々なスポーツ施策を行って参りました。「第2期上尾市スポーツ推進計画」では、誰もがスポーツを楽しめる環境・機会の充実、地域におけるスポーツ活動の推進などを基本目標として掲げており、競技性の強

いものだけでなく、健康づくりのためのスポーツ施策も行っております。今後も、市民の誰もが楽しめるようなスポーツ施策を推進して参ります。

●市内のスポーツ施設について。

○教育総務部長 市内の公共スポーツ施設としましては、市民体育館をはじめ、屋外施設の平方スポーツ広場や平方野球場、令和2年にリニューアルオープンした平塚サッカー場、市民球場やテニスコートを備えた上平公園などがあり、多くの市民の皆様にご利用いただいております。また、市内には上尾運動公園周辺に多種多様な県立のスポーツ施設が集積されており、地域のスポーツ活動の場ともなっております。

●アーバンスポーツについて。

○教育総務部長 東京2020オリンピック競技大会での日本人選手の活躍により注目を集めた新競技のスケートボードやスポーツクライミングなど、いわゆるアーバンスポーツの需要は、若い世代を中心に、益々増加していくものと思われまます。市といたしましても、今後の競技の普及、推進に向けた施策について調査、研究が必要なものと考えております。

●子どもたちの居場所づくりと支援策について。

○教育総務部長 アーバンスポーツ施設については、若い世代の文化の発信や居場所づくりの効果も期待できると考えております。整備地等の課題もありますが、誰もがスポーツを楽しめる環境・機会の充実や支援策などについて、先進自治体の事例研究や県との連携を図りながら検討を進めて参ります。

●池田 達生 議員

・学校施設更新計画基本計画に関連する諸課題について

●7月の地域説明会では、地域からのさまざまな意見を反映して、学校施設更新計画基本計画をいったん凍結し、令和5年3月に見直し案を提示すると市長は表明しました。11月8日の調査特別委員会へ提出された教育総務部の資料1では、全体方針と、6項目の個別事案の方針が出されている。学校施設更新計画基本計画をいったん凍結するとの方針ですが、凍結ではなく、実際に動いていると考えるが整合性について伺う。

○教育総務部長 本計画の策定後、市議会や7月に開催した地域説明会において数多くのご意見・ご提言をいただいたことから、予定していた「新しい学校づくり優先検討エリア」での協議に入る前に、頂戴した意見を踏まえて計画の見直しを行うとともに、巻末資料としてお示しした学校の再編案についても併せてゼロベースで見直すことを判断して、「凍結」という言葉で表現したものでございます。したがって、「凍結」とは、本計画の見直しを行っている間は、次のステップである各エリアでの新しい学校づくり検討協議会を設置した学校再編の協議は行わないということを意味しているものがございます。

●プール整備方針の策定スケジュールが11月8日に発表されているが、その中で、市内の民間事業者への調査を行うとしているが、調査内容と、結果について伺う。

○教育総務部長 市内3か所、市外1か所、計4か所の民間スイミングスクールへ書面

による調査をいたしました。調査内容でございますが、レーン数、延長、深さ、水温、室温、サブプールの有無などのプールの状況、更衣室やトイレ、シャワールームの広さなどの施設の状況、送迎バスの有無、水泳授業実施に必要なインストラクターの状況、休館日や授業可能日数や受入可能人数などの受入条件、監視員の有無や緊急搬送などの安全確保の体制、水泳授業の受託実績などでございます。なお、調査結果につきましては、2月に実施予定の民間スイミングスクールの視察の結果を踏まえて、取りまとめてまいります。

●民間委託でプール場所までの移動の方法、授業時間の確保、安全性について伺う。

○教育総務部長 視察した3市では、民間スイミングスクールまでバスで移動しておりました。水泳授業は2時限を1つの単位として、移動時間や着替え等の準備、片付けに要する時間を含めず、水泳指導の時間を約60分確保しておりました。また、安全性につきましては、パトランプの設置や救護室を配置するなど、事故や緊急時の設備が充実していることに加え、インストラクターの救命スキルも訓練により充実が図られておりました。

●8月23日と、11月8日に教育総務部から出された資料によると、個別事案の方針では、プールの整備の項目で「プール指導の民間委託化」との表現ですが、先日12月の定例教育委員会で配布された他市の調査結果概要では、「水泳授業の民間委託化」としています。授業を民間に委託するということですが、これは、授業そのものを民間に委託するとの意味ですが妥当か否か伺います。

○教育総務部長 視察した3市では、学校が作成した指導方針に従い、民間スイミングスクールのインストラクターが児童生徒へ水泳指導を行い、教員が児童生徒を評価する、といった役割分担を行っておりました。これまでの資料の中で「水泳授業の民間委託化」と表現をしておりましたが、指導から評価まで、水泳授業の全てを民間へ委託する意味ではございません。

●水泳授業を民間委託した他市の事例の背景、及び経緯の中で、「教職員の水泳授業に関する負担軽減」とありますが、上尾市の場合のプール授業の教師の負担の内容を伺います。また、プールの清掃などは教師がやっているのか伺います。

○教育総務部長 プール施設の清掃や付属施設・排水口の点検などといった安全管理や、循環ろ過装置の運転操作、水の消毒などといったプールの水質管理を学校が担っており、教員の負担となっていると聞いております。

●プール整備方針の策定を今年の3月に決定するとしているが、その整備方針の中身は具体的にどのようなものか伺う。また、水泳指導の民間委託について現場の教職員へは周知していますか。

○教育総務部長 プール整備方針につきまして、小中学校33校のプール更新を全て行うか否か、プール更新を行わない場合の水泳授業を維持するための方策などを方針として決定する予定です。現在は検討段階であり、教職員への周知は行っていませんが、民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施にあたっては、現場の声も聞きながら検討して参りたいと考えております。

●小中学校給食の提供方法について分析、他自治体の状況調査をしております。現在の小学校の自校方式は、温かいものは暖かく、冷たいものは冷たく提供し、生徒、先生からも評価されています。また、自校方式でおいしい給食を作っている調理員さんが生徒に見える化し、食育としての役割を果たしていると市は、9月議会の私の質問に答弁しています。自校方式で何ら問題はないと考えるが、なぜ、センター方式を検討するのか伺う。

○学校教育部長 給食調理方式については、検討中でございますが、市といたしましては、児童・生徒への安心・安全でおいしい給食の提供を第一に考え、運営面や費用対効果など多角的な視点から今後の給食調理方式について検討する必要があると考えております。また、食育指導につきましては、各学校が学習指導要領に基づき、食に関する指導計画を作成しており、組織的・計画的に推進しております。今後も引き続き適切に取り組んでまいります。

●食中毒対策、災害時の活用など、センター方式になると対応ができないこととなりますが、見解を伺います。

○学校教育部長 いずれの方式におきましても、それぞれに適切な対応を講じることができるよう検討してまいります。

●市長は、公共施設マネジメントの目標値の35%枠にはこだわらないと発言している。また、議会からの提言でも同様の内容が提案されている。例えば、35%を削除する、5%にする、20%にするなど内容によっては、今回の個別事案の6項目(小中一貫教育、給食提供方式、プールの整備、避難所としての学校施設のあり方、統廃合後の既存施設の活用など、庁内の検討組織)は、大きく変わることも予想される。6項目の検討も最初からやり直すことにもなると考えるが見解を伺う。

○教育総務部長 学校施設更新計画につきましては、経費35%削減の枠にとらわれず、未来の子どもたちのために、より良い教育環境を提供できるように、個別事案についても検討して参りたいと考えております。

●学校施設更新計画基本計画は、調査特別委員会や、私の一般質問の中でも、この計画は、公共施設マネジメントの目標値の35%削減を達成することに主眼が置かれている事が明らかになっています。市長も、35%にはこだわらないと見解を示しています。教育的視点に主眼を置き、文科省の進める、長寿命化を基本にした計画に作り替えることが必要と考えるが、この点についての教育長の見解を伺います。

○教育長 本計画については、これまで市議会や地域説明会などでいただいたご意見やご要望を十分検討するとともに、アンケートなどあらゆる機会を通じて市民の皆様への意見聴取を行う予定でございます。見直しにあたっては、教育的視点を持ちながら、学校施設の長寿命化も含めて、改定案を検討していく考えでございます。

・教員の働く環境の改善を

●小・中学校の教員の長時間労働が依然として大きな問題となっています。市内小・中学校でここ3年間における教職員の勤務時間を除いた在校等時間の月平均を伺います。

○学校教育部長 毎年行っている勤務状況調査の基準月である11月における勤務時間

を除いた在校等時間の平均でございますが、小学校は令和元年 48 時間、令和 2 年 42 時間、令和 3 年 45 時間でございます。中学校は令和元年 60 時間、令和 2 年 58 時間、令和 3 年 57 時間でございます。

●市内小・中学校でここ3年間における勤務時間を除いた在校等時間が月45時間を超える人数と、80時間を超える人数をそれぞれ伺います。そして、過労死ライン80時間を超えている教職員がかなりいる状況をどのように捉えているか伺います。

○学校教育部長 勤務状況調査の基準月である 11 月における勤務時間を除いた在校等時間が 45 時間を超える市内小・中学校の教職員の人数及び割合は、小学校が令和元年 324 人で 54.2%、令和 2 年 265 人で 45.1%、令和 3 年 312 人で 54.2%、中学校が令和元年 244 人で 67.6%、令和 2 年 250 人で 69.4%、令和 3 年 212 人で 58.7%でございます。

また、80 時間を超える人数は、小学校が令和元年 40 人で 6.7%、令和 2 年 8 人で 1.4%、令和 3 年 10 人で 1.7%、中学校が令和元年 81 人で 22.4%、令和 2 年 76 人で 21.1%、令和 3 年 68 人で 18.8%でございます。

勤務時間を除いた在校等時間が 80 時間を超える教職員は減少傾向ではあるものの、教職員の健康保持の観点から課題があると捉えております。今後も引き続き、学校の働き方改革を推進してまいります。

●全国では、うつ病などの精神疾患で休職する教職員がここ10年あまりずっと5000人出ているとの統計があります。上尾市のこの3年間の病気休職者の人数と、そのうち、うつ病など精神疾患での休職する人数の3年間の推移を伺います。

○学校教育部長 市内小・中学校教職員の病気休職者の人数は、令和元年度 6 人、令和 2 年度 7 人、令和 3 年度は 12 月末現在 8 人でございます。そのうち精神疾患による休職者の人数は、令和元年度 6 人、令和 2 年度 6 人、令和 3 年度は 12 月末現在 5 人でございます。

●教職員の健康管理と、休職者の治療、復帰への援助、配慮についてどのように取り組まれているか伺います。

○学校教育部長 教職員の健康管理といたしましては、各教職員が毎年度定期健康診断を受診するほか、希望者は福利厚生事業である人間ドック等を受診するなどして、健康状態を把握しております。教育委員会では、年 1 回ストレスチェックを実施し、高ストレスであると判定された場合には、医師の面接や相談ができる体制を整えております。また、各学校では、管理職が勤務管理システムなどを基に教職員の体調把握や面談を行い、医療機関や相談機関の情報提供等を行っております。

休職者の治療につきましては、主治医の指導のもと行われることとなります。精神疾患による休職者の復帰への支援等につきましては、埼玉県教育委員会の職場復帰訓練実施要領に基づき、準備訓練や職場リハビリテーションを行います。学校では、管理職を中心に休職中の教職員の不安を解消し、職場に円滑に復帰できるよう努めております。

●採用3年未満の教員の退職者数の3年間の推移を伺います。

○学校教育部長 採用 3 年以内に離職した教職員の人数は、平成 30 年度 1 人、令和元年度 5 人、令和 2 年度 2 人でございます。

●2019年9月の私の一般質問時では、ICカードの導入初年であったために、在校時間の短縮については、把握ができなかったと答弁していますが、ICカード導入以降3年経過して、どのくらい在校時間の短縮が行われたかその効果についても伺います。

○学校教育部長 ICカードが導入された令和元年度と令和2年度を比較しますと、勤務時間を除いた在校等時間が月平均で、小学校3時間、中学校7時間縮減しております。ICカード導入による効果といたしましては、教職員の在校等時間が客観的に把握できることが挙げられます。各学校では、その結果をもとに業務の見直しを図るとともに、在校等時間が長い教職員には管理職が業務改善に向けた指導や助言を行い、メンタルヘル스에配慮した取組を行っております。

●各小・中学校では時間外労働を少なくするために、どのような取組がされてきましたか。課題についても伺います。

○学校教育部長 各学校におきましては、学校行事や会議を精選するとともに、ICT機器を活用して校務を効率化したり、教材を共有したりするなど業務改善に努めております。また、ICカードによる在校等時間の管理や定時退勤日の設定などを通して教職員の意識改革を図っております。

教育委員会といたしましては、アップスマイルサポーター、スクール・サポート・スタッフなどの支援員の配置や学校閉庁日の設定などにより教職員の負担軽減を図っております。

課題といたしましては、学校の働き方改革について、保護者、地域の皆様の理解と協力を促進し、教職員が心身ともに健康な状態で子供たちの指導に専念できる環境を整えていくこととございます。

●小・中学校の不登校の現状について。今年度及び過去3年間の推移を出してください。原因と対応、対策、支援について伺います。

○学校教育部長 文部科学省の定義する年間30日以上欠席の不登校児童生徒数の推移でございますが、平成30年度は小学校30人、中学校210人、令和元年度は小学校36人、中学校204人、令和2年度は小学校44人、中学校209人、令和3年度は11月末現在で小学校63人、中学校213人でございます。不登校の主な要因といたしましては、理由の多い順に不安、無気力、学校における人間関係、遊び・非行となっております。不登校の対応は、基本的には、学校が相談や学習支援など、児童生徒一人一人の状況に応じて組織的に働きかけております。

教育センターでは、教育相談員や教育心理専門員による教育相談を実施しているほか、家庭や関係機関との連携を深めるスクールソーシャルワーカーの派遣等を行っております。また、学校適応指導教室では、長期欠席や不登校児童生徒の学校復帰及び社会的自立を支援しております。さらに、現在、自宅からでも相談ができるよう、必要に応じてオンライン相談を実施しております。その他、全ての中学校にさわやか相談室相談員を配置し、生徒・保護者の相談に対応しているほか、月一回程度、学区の小学校に出向き、小学校の児童・保護者の相談対応を行っております。

●さわやか相談員の増員などについて見解を伺います。

○学校教育部長 さわやか相談室の過去の3年間の相談件数でございますが、平成30年

度は 12,295 件、令和元年度は 13,454 件、令和 2 年度は 11,620 件でございます。さわやか相談室相談員の増員につきましては、本市の状況に応じた支援体制の整備について、調査・研究を進めてまいります。

●教員の未配置・未補充の現状が全国的に大きな問題となっています。この3年間の推移と対策、課題について伺います。

○学校教育部長 代替教職員の未配置・未補充の件数は、年度内でも増減がございますが、各年度末の状況は、令和元年度 10 件、令和 2 年度 10 件、令和 3 年度 1 月現在 14 件でございます。未配置・未補充解消のための課題につきましては、本来、産休・育休者や病休者などの代替教職員は、県教育委員会への登録者から、その候補者を探すこととなっておりますが、県教育委員会への登録者が年間を通して少ないため、全県的に代替教職員を確保することが非常に困難な状況となっているところでございます。そのため、対策といたしましては、代替教職員を配置・補充するために、市のホームページや「広報あげお」への募集要項の掲載、大学等の関係機関へのポスター掲示やチラシ配布の依頼、退職者や教育実習経験者への打診などを行っております。さらには、校長会議などを通じて教職員等にも情報提供を求めるなど、あらゆる手段を使って配置・補充できるように努めておりますが、非常に困難な状況となっているところでございます。

●コロナの前から、日本の小中学校の先生は世界一長時間労働といわれています。かつ、休憩時間もろくにとれない、授業の準備をする時間が足りない、仕事に追われて生活のゆとりがないなど、2020年にとられた全国アンケートの結果も出ています。また、市内で代員教員を探すのにも苦労している状況もわかりました。それらを解決する一つとして少人数学級の実施が必要と考えます。そのためには、教員を増やすことが必須と思います。少人数学級の早期実施や、教員を増やすこと、長時間労働を無くしていくことに対する教育長の見解を伺います。

○教育長 教職員の定数等につきましては、令和 3 年 4 月 1 日、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等が施行されました。これにより、全国的に令和 7 年度までに小学校の全ての学年で 3 5 人学級が実現することとなりました。そのため、教育委員会といたしましては、国及び県の基準に基づき学級編制を行ってまいりたいと存じます。学校における働き方改革につきましては、「上尾市立小・中学校における働き方改革基本方針」に基づきまして、教育委員会も学校と一体となって、小・中学校の教職員の多忙化の解消、負担軽減に取り組んでまいりたいと存じます。今後も引き続き、教職員が心身ともに健康で、授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念できる環境を整え、「夢を育み 未来を創る 上尾の教育」の具現化を目指した教育活動の一層の充実を図ってまいります。

●平田 通子 議員

・市長の政治姿勢について

●市長公約で学校給食費の負担軽減を掲げていたが、その目的、実施内容、時期はいかがか。

○学校教育部長 多子世帯に対する経済的負担を軽減し、子育て環境の更なる充実を図ることを目的として、小中学校の児童生徒を 3 人以上養育する世帯を対象とした第 3 子以降の学校給食費全額補助を早期に実施できるよう現在検討しているところでござい

す。

・小中一貫教育の課題

●小中一貫教育の目的、上尾市が目指す教育的効果は。

○学校教育部長 小中一貫教育の目的は、小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視することによる、児童生徒の学習意欲の向上と、いわゆる「中1ギャップ」の解消でございます。

教育的効果といたしましては、これまで取り組んでおります小中連携教育の成果をさらに充実・発展させ、児童生徒の学習意欲の向上や小・中学校の滑らかな接続を図ることなどでございます。

●「中一ギャップ」に対する市の認識は。国立教育政策研究所が「中一ギャップ」という言葉が、中一の段階で突然何か起こるようなイメージや、学校制度の違いという外的要因が種々の問題の主要因であるかのようなイメージを抱くと、問題の本質や所在を見誤り、間違った対応をしかねません」と注意喚起していることについての認識は。

○学校教育部長 本市におきましても、毎年小・中学校で実施している「よりよい学校生活と友達づくりのための心理検査」や不登校の状況などから、小学校の高学年あたりから様々な課題が出てくる傾向があるものと認識してございます。単に、用語にとらわれるのではなく、これらの様々な課題解決を図ることができるよう、小中連携の取組を一つ一つ丁寧に進めていくことが肝要と存じております。

●「発達の課題」小中一貫校と非一貫校との比較における研究者の報告では「小学校の最高学年としての活動が、子どもたちの発達を保障し、自己肯定感を育てるが、一貫校では、子どもの自身、自己価値が低いと報告されている。この結果をどう認識するのか。

○学校教育部長 教育形態に関わらず、小・中学校それぞれの発達段階において児童生徒が必要な役割を経験し、自己肯定感を育むことができる教育活動を工夫する必要があると捉えております。

●教育委員会で、小中一貫教育について、十分な議論がされていない。事例を研究・検討することだが、どんな方法で、どのように研究、議論するのか。

○学校教育部長 これまでの市内における小中連携の取組の成果と課題を整理するとともに、小中一貫教育制度を導入している自治体を現地視察も含め調査し、本市における小中一貫教育の方針の素案をまとめてまいります。その後、教育委員会で協議を重ね、令和4年度中に方向性を決定する予定でございます。

●学校更新計画と小中一貫校を一体に検討することは、学校校舎の総量を縮減する方法として計画しているのではないのか見解は。どのような教育的視点なのか。

○教育総務部長 学校更新計画基本計画の見直しや小中一貫教育につきましては、未来の子ども達のために、より良い教育環境を提供できるよう、教育的視点を持って検討しているところでございます。

●小中一貫教育の今後の方向は。文科省の指針で「教育条件をよくするために」という目的が示されているが、小中一貫教育・一貫校は、教育条件をよくするとの認識か

- 教育長 小中一貫教育は、小・中学校が「目指す児童生徒像」や「重点目標」をこういうものを共有し、9年間を見通したカリキュラムを編成し、系統的に指導を行うことで、確かな学力と豊かな心の育成などに効果が期待できるものと考えております。今後、教育的効果などを慎重に検討いたしまして、教育委員会として方向性を決定してまいりたいと存じます。